

### 年金の請求先は？

年金の請求先は、加入している年金の制度により異なります。また、すべての年金は、受給資格があっても本人の請求がなければ支給されません。なお、第2号被保険者期間がある方は、社会保険事務所または共済組合が請求先となります。

こんな時	内容	請求先
高齢になったとき (老齢基礎年金)	第1号被保険者期間のみの方 第3号被保険者期間を有する方	保険年金課、出張所 社会保険事務所
障がいが残った時 (障害基礎年金)	初診日が第1号被保険者期間中や20歳前にある方 初診日が第3号被保険者期間中にある方	保険年金課、出張所 社会保険事務所
家の働き手が死亡した時 (遺族基礎年金)	死亡日が第1号被保険者期間中にある方	保険年金課、出張所

※第1号被保険者……自営業者、学生、フリーアルバイトなど  
第2号被保険者……会社員、公務員  
第3号被保険者……第2号被保険者に扶養されている配偶者

### 照会先

保険年金課  
☎ 85-9564

### 景観まちづくりアドバイザー派遣制度がスタート!

地域の力で景観を守り、育て、未来へ継承する活動を支援するために、景観まちづくりアドバイザー派遣要綱を制定し、10月1日に施行しました。

すでに町ホームページなどでアドバイザーを募集し、応募をいただいているところです。アドバイザーは、決定次第、広報町ホームページなどで順次報告します。

地域の景観形成を支援するための制度ですので、ぜひ活用してください。

景観まちづくりアドバイザー派遣制度の概要は次のとおりです。**申請できる方** 景観計画提案団体(景観条例第9条第1項で定められている「自治会および良好な景観の形成に関する活動を行う団体」、町長の認定を受けた団体) またはその認定を受けようとする団体

※個人での申請はできません。**アドバイザーの活動内容** 派遣申請のあった団体に対する助言など(学習会などに参加してのアドバイスや専門分野をテーマにした講演など)**費用** 景観まちづくりアドバ

イザイの派遣にかかる費用(謝礼、交通費)は、5万円を限度額として町が負担します。**申請方法** 申請書に必要事項を記入し、提出してください。  
※申請書は、窓口および町ホームページから入手できます。**申込・照会先** 都市整備課  
☎ 85-9566

### まちづくり交付金事後評価原案公表

平成17年度から21年度まで、「箱根開所地区」において、国のまちづくり交付金を活用した整備事業を実施しています。今年度は、事業の最終年度となるため、事後評価の原案を公表するとともに、原案に対する意見を募集します。

原案は、都市整備課窓口、町ホームページで閲覧できます。**募集期間** 10月1日(木)～23日(金)**提出方法** 住所、氏名、電話番号を明記し、持参、郵便、ファクス、電子メールで提出してください。**提出・照会先** 都市整備課  
☎ 85-9566  
〒250-0398 箱根町都市整備課  
FAX 85-7577  
web\_seibi@town.hakone.kana.gwajp

### 景観かわら版 第2回

#### ●「良い景観」って何だろう?

前回は景観とは何なのか、という話でしたが、今回はさらに踏み込んで「良い景観」について考えてみましょう。「良い景観」について、一つの考え方を紹介します。左の写真をご覧ください。箱根町を代表する、美しい景観の一つですね。これは「良い景観」と言えるのでしょうか。考えてみてください。



風景を眺めることにより、景観は成り立ちます。

この写真を見て何が印象に残りますか。おそらく、富士山や芦ノ湖の印象が強いです。それは、この写真の中で富士山や芦ノ湖が「見たいもの」だからだと考えられます。見たいものである富士山や芦ノ湖を邪魔するものが何もなく、見やすい

#### ●「眺望点」について

箱根町景観条例では、「眺望点の指定」を規定しています。かつて町では、多くの場所から美しい自然の風景を眺めることができたのですが、近年、山林の手入れが十分にされず、眺める場所があっても、見たいものが見やすい状態になっておらず、多くの眺望が失われていると言われています。それらの眺める場所を見たいものが見やすいように整備し、町民や観光客の皆さんに広く利用してもらうことができるようにするために、眺望点として指定することを検討していきます。

### 高齢者に対する季節性インフルエンザ予防接種

今年度も、一部公費負担による、高齢者を対象とした季節性インフルエンザの予防接種を行います。

接種後、免疫を獲得するまで2週間程度必要と言われています。接種を希望する方は、事前に医療機関に連絡をしてから接種してください。

### 対象

町に住民登録をしている方で、次に該当する方  
・65歳以上の方  
・60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい有する方  
※いずれも接種当日に年齢が達していることが条件です。また、機能障がい有する方は、医師の診断書または身体障害者手帳(1級程度)の写しなど接種対象者であることの認定に必要と思われる資料を提出してください。

**期間** 10月13日(火)～平成22年2月28日(日)  
**自己負担額** 1,000円(生活保護世帯の方は免除)  
※公費負担による接種は1回のみです。

### 高額介護合算制度

国民健康保険や後期高齢者医療制度などの加入者が支払った医療費の自己負担額と、介護保険を利用したサービスの自己負担額がともに高額になったときは、それぞれの自己負担額を合算し、基準額を超えた場合に、その超えた金額が「高額介護合算療養費」として支給されることとなります。

支給の対象となる被保険者の方には12月ごろに通知しますのちに申請してください。

なお、平成20年4月から21年7月末までの間に、他市町村から転入した方、医療保険を変更した方には通知できない場合がありますので、該当する方は、お問い合わせください。

**照会先** 保険年金課  
☎ 85-9564

### 利用しつづけたら、要介護認定申請における「問診票」

介護保険の要介護認定を申請すると、介護を必要とする理由となった疾患名や現在の体の状態、また必要なサービスなどについて、医師に「主治医意見書」を記入してもらうことになって

います。この意見書の記入にあたり、申請する方の日ごろの様子をより詳しく主治医に把握してもらい、適正な要介護認定が行われるための参考資料とする「問診票」を作成しましたので、利用してください。

問診票は申請時に配付、または更新申請書に同封しますので、受診の際、医師に渡してください。

**照会先** 保険年金課  
☎ 85-9564

### 健康・食育はこね21

#### ～食事は健康の命の綱～

食事は、生命を維持するために必要な炭水化物・脂質・たんぱく質・無機質・ビタミンなどの「栄養素」を確保する大事な時間です。これらの「五大栄養素」は、それぞれ体内でエネルギーとなるもの、体を構成する材料となるもの、代謝を調節するものなど役割が決まっています、互いに協働しているため、栄養素のバランスを保つことは大切です。

最近、テレビなどを通じて食に関する情報がはんらんしています。例えば、「〇〇の食材は、肌にいい」と言われると、その食材が店頭からなくなる現象が見受けられますが、特定の食材を必要量以上に摂取することによって、かえって体のバランスを崩してしまうこともあります。消費者自身が、情報に惑わされず、その内容を見分ける力を養うことが大切です。

栄養素をバランスよくとるために、毎食の主食、主菜、副菜にあわせて、乳・乳製品、果物を毎日とるように心がけましょう。

です。ね。「見たいものが見やすいこと」、これが良い景観に必要なのではないのでしょうか。また、この写真がある、というところは、当然この写真を撮った「場所」があります。どんなに素晴らしい風景があっても、その風景を「眺める場所」がなければ景観は成り立たないのです。

風景を「眺める場所」があり、「見たいものが見やすい」この写真は、「良い景観」の一つと言えるのではないのでしょうか。

また、家族や友人との楽しい食事は、心の豊かさを育むものですが、最近では、いろいろな「食」がみられます。家族の食生活を点検してみませんか。

- 「**孤食**」…ひとりで食べること  
核家族が進み、親は仕事、子どもは塾通いなどで、家族そろっての食事が難しくなっています。
  - 「**個食**」…自分の好きなものをそれぞれが食べていること  
一緒に食べていても、家族がそれぞれ別々のものを食べていません。
  - 「**固食**」…自分の好きな、決まったものしか食べないこと  
毎日同じようなものしか食べない単調な食事を続けていませんか。
  - 「**小食**」…食べる量が少ないこと  
朝食を抜いたり一回の食事を減らしたりしていませんか。
- 家族や友人とコミュニケーションをとりながら、楽しく食卓を囲む機会を持つように心がけましょう。

### 毎月16日は「食育の日」